

3 つくば市及び荃崎町合併協議会の設置

筑波研究学園都市関係6町村の合併を進めるため昭和62年8月、関係6町村と茨城県で組織する筑波研究学園都市関係町村合併促進協議会（任意合併協議会）を設置し、合併を進めるうえで関係6町村の共通認識として、次の「合併に係わる基本方針」が承認された。

合併に係わる基本方針

1. 筑波研究学園都市関係6町村は、将来の一体的な発展と住み良い学園都市づくりを促進するため、相互に協調し、早期合併を図るものとする。
2. 筑波研究学園都市関係6町村の同時合併が困難な場合は、関係6町村の合併を前提とし、一部町村による部分合併を容認するものとする。
3. 筑波研究学園都市関係6町村は、先行部分合併に係わる一部町村の法定協議会の設立がなされても、本協議会に引き続き参画し、最終目的である関係6町村の合併の調査を行うものとする。

この方針により昭和62年11月30日に4町村（大穂町、豊里町、谷田部町、桜村）が合併し「つくば市」が誕生した。

その後、6町村の一体化を目指し、つくば市及び荃崎町合併協議会の設置に係わる議案がつくば市及び荃崎町でそれぞれ提案された。

荃崎町においては原案のとおり可決されたが、つくば市においては、議会議員より合併協議会の議会選出の委員数について荃崎町が2人であるならば、つくば市は4町村が合併した市であるので8人が必要であるとの意見が出たことを受けて、提出した議案について一部修正する提案が行われ議決された。

このことにより、つくば市と荃崎町の議決事項に相違ができ、荃崎町において、つくば市の議決事項に修正する必要があるため、再度、一部修正の議決がそれぞれ行われた。このことについては、筑波町も同様であった。

つくば市と筑波町については、昭和63年1月31日に合併が行われたが、つくば市と荃崎町については昭和63年2月8日につくば市及び荃崎町合併協議会が設置されたもののその後11年間1度も開催されなかった。

このことは、6町村の合併を最終目標とした実質5町村の合併を推進したものであり、5町村と多くの面で違いのある荃崎町との合併を進めるにあたっては、時期尚早であったものの県の行政指導もあったことなどにより、合併協議会を設置したものである。

平成10年11月の荃崎町長選挙において「つくば市との合併推進」を公約に「栗原氏」が初当選すると、これまで休止状態であった両市町の合併問題が活発化してき

た。

両市町は、9月定例会に合併協議会規約の一部改正と補正予算を提案し、原案のとおり可決された。そして、両市町長名で県知事あてに地方自治法252条の6の規定により届出を行った。協議会委員の構成は、両市町の長、つくば市の助役、両市町の収入役、教育長、両市町議会の正副議長と代表する議員、両市町職員を代表する部長及び課長、茨城県の地方課長、地域計画課長、新線・つくば調整課長、県南地方総合事務所長、筑南地方広域行政事務組合事務局長、筑南水道企業団事務局長、その他住民の代表者の44名（後に45名に変更）で構成され、合併に関する協議、合併建設計画の作成及びその他合併に関し必要な事項について協議決定することを目的とした。

つくば市及び荃崎町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 つくば市及び稲敷郡荃崎町（以下「関係市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、つくば市及び荃崎町合併協議会と称する。

(協議会の任務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 合併に必要な調査研究
- (2) 合併後の建設計画の作成
- (3) 合併に関する協議
- (4) 前各号に掲げるもののほか合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、つくば市又は稲敷郡荃崎町に置くものとし、関係市町の長が協議して定める。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員（副会長である委員を含む。以下同じ。）をもって組織する。

2 委員の定数は、関係市町の長が協議して定める。

(会長)

第6条 会長は、関係市町の長が協議し、第8条第1項及び第2項の規定により委員となるべき者の中から選任する。

2 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 副会長は、関係市町の長が協議し、次条第1項及び第2項の委員の中から選任する。

2 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 副会長を複数選任する場合は、あらかじめ関係市町の長が協議し、前項の規定による会長の職務を代理する順位を定めておくものとする。

(委員)

第8条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。ただし、会長に選任された者を除く。

- (1) 関係市町の長、助役、収入役及び教育長

- (2) 関係市町の議会の議長及び副議長
- (3) 関係市町の議会の議長が指名する議員（前号に掲げる者を除く。）
- (4) 関係市町の職員で関係市町の長が協議して定めるもの（第1号に掲げる者を除く。）

2 前項各号に掲げる者のほか、関係市町の長が協議し、学識経験を有する者を委員とすることができる。

3 委員は、非常勤とする。

（会議）

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は、会議を招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第10条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

（職員）

第11条 協議会の事務に従事する職員は、関係市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

（事務処理のための組織）

第12条 会長は、協議会の事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

（経費）

第13条 協議会に要する経費は、関係市町が協議して負担する。

（監査）

第14条 協議会の出納の監査は、関係市町の監査委員各1人に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱された監査委員は、その監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、関係市町の例により会長が定める。

（協議会解散の場合の措置）

第16条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者が決算する。

（補則）

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この規約は、告示の日から施行する。

附則

この規約は、告示の日から施行する。

つくば市及び茎崎町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、つくば市及び茎崎町合併協議会規約（以下「規約」という。）

第15条の規定に基づき、つくば市及び茎崎町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の歳入歳出予算は、負担金及び繰越金その他の収入を歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要する経費をその歳出とするものとする。

(歳入歳出予算の調製等)

第3条 協議会の会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、協議会の会議を経なければならない。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第4条 協議会は、協議会に係る既定予算の補正の必要が生じたときには、その旨をつくば市及び茎崎町（以下「両市町」という。）に申し出るものとする。

2 両市町が協議により協議会に係る既定予算の補正すべき額を決定したときは、前条の規定にかかわらず、協議会の会長は補正予算を調製し、速やかに協議会の会議を経なければならない。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって保管しなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を処理する。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(決算等)

第7条 会長は、毎会計年度終了後、協議会の決算を作成し、協議会の会議の認定を経なければならない。

(費用弁償)

第8条 規約第8条第1項第2号及び第3号並びに同条第2項の委員が協議会に出席した場合は、費用 弁償として日額5,000円を支給するものとする。

2 前項の規定は、規約第14条の監査委員について準用する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、つくば市予算規則（平成9年つくば市規則第68号）、つくば市会計規則（平成9年つくば市規則第69号）、つくば市契約規則（平成9年つくば市規則第70号）及びつくば市物品規則（平成9年つくば市規則第72号）の例によるものとし、これらの運用に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成11年11月30日から施行する。

つくば市及び茎崎町合併協議会委員名簿

区分	役職名	氏名	備考
つくば市	市長（会長）	藤澤 順一	平成11年11月30日～
	助役	山崎 眞一	平成11年11月30日～平成14年3月31日
	収入役	横田 美農夫	平成11年11月30日～
	教育長	井坂 敦實	平成11年11月30日～平成13年3月31日
		藤井 伸二	平成13年4月2日～
	市議会議長	市原 敬司	平成11年11月30日～平成12年11月29日
		福田 庄市	平成13年1月22日～
	市議会副議長	内田 千恵	平成11年11月30日～平成12年11月29日
		滝口 隆一	平成13年1月22日～
	市議会議員	稲葉 重明	平成11年11月30日～平成12年11月29日
		坂本 周利	平成11年11月30日～平成12年11月29日
		大野 光夫	平成11年11月30日～
		矢口 和雄	平成11年11月30日～平成12年11月29日
		須藤 和男	平成11年11月30日～平成12年11月29日
		飯田 忠	平成11年11月30日～
		星田 博	平成13年1月22日～
		金子 和雄	平成13年1月22日～
		沖山 和治	平成13年1月22日～
		山口 進	平成13年1月22日～
	学識経験者	塚田 規夫	平成11年11月30日～
		谷村 秀彦	平成11年11月30日～
		飯田 武	平成11年11月30日～
		沼尻 博	平成11年11月30日～
		森岡 悦子	平成11年11月30日～
	総務部長	黒沢 武宣	平成11年11月30日～平成14年3月31日
	財務部長	沼野 博	平成11年11月30日～平成14年3月31日
市民環境部長	山中 章	平成11年11月30日～平成14年3月31日	
茎崎町	町長（副会長）	栗原 正光	平成11年11月30日～
	収入役	中島 正紀	平成11年11月30日～
	教育長	野口 文夫	平成11年11月30日～
	町議会議長	伊藤 達也	平成11年11月30日～平成13年6月8日
		安田 一宏	平成13年6月9日～
	町議会副議長	安田 一宏	平成11年11月30日～平成13年6月8日
		宮本 次郎	平成13年6月9日～
	町議会議員	伊藤 達也	平成13年6月9日～
		柳田 理則	平成11年11月30日～
中泉 慶一		平成11年11月30日～	

区分	役職名	氏名	備考
	町議会議員	小早川 一	平成 11 年 11 月 30 日～
		宮本 次郎	平成 11 年 11 月 30 日～平成 13 年 6 月 8 日
		田村 盛一	平成 11 年 11 月 30 日～
		大坪 修	平成 11 年 11 月 30 日～
	学識経験者	吉原 直治	平成 11 年 11 月 30 日～
		中山 行生	平成 11 年 11 月 30 日～
		久松 淑子	平成 11 年 11 月 30 日～
		三浦 孝子	平成 11 年 11 月 30 日～
		村越 清一郎	平成 11 年 11 月 30 日～
	秘書公聴課長	坂本 清造	平成 11 年 11 月 30 日～平成 12 年 3 月 31 日
		石山 克	平成 12 年 4 月 1 日～平成 13 年 3 月 31 日
	総務課長	沖田 浩	平成 11 年 11 月 30 日～
財政課長	久松 孝	平成 11 年 11 月 30 日～	
都市計画課長	田中 真一	平成 13 年 4 月 1 日～	
筑南広域	事務局長	宮本 仁一	平成 11 年 11 月 30 日～平成 12 年 3 月 31 日
		増山 博	平成 12 年 4 月 1 日～平成 13 年 3 月 31 日
		杉山 仁	平成 13 年 4 月 1 日～
筑南水道	事務局長心得	田中 佳男	平成 11 年 11 月 30 日～平成 12 年 11 月 21 日
	事務局長	鈴木 則行	平成 13 年 1 月 22 日～平成 14 年 3 月 31 日
茨城県	地方課長	石川 享	平成 11 年 11 月 30 日～平成 12 年 3 月 31 日
		鈴木 欣一	平成 12 年 4 月 1 日～平成 14 年 3 月 31 日
	地域計画課長	矢口 一美	平成 11 年 11 月 30 日～平成 12 年 3 月 31 日
		諏訪原 守	平成 12 年 4 月 1 日～平成 14 年 3 月 31 日
	新線・つくば調整課長	塩見 英之	平成 12 年 12 月 21 日～
	県南地方総合事務所長	三村 士郎	平成 11 年 11 月 30 日～平成 12 年 3 月 31 日
		川井 康雄	平成 12 年 4 月 1 日～平成 13 年 3 月 31 日
宮川 章		平成 13 年 4 月 1 日～平成 14 年 3 月 31 日	

つくば市及び茎崎町合併協議会事務局規程

(設置)

第1条 つくば市及び茎崎町合併協議会規約第12条の規定に基づき、つくば市及び茎崎町合併協議会（以下「協議会」という。）に事務局を置く。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員)

第3条 事務局に次の職員を置くものとする。

- (1) 局長
- (2) 次長
- (3) 班長
- (4) その他の職員

(参与)

第4条 事務局に学識経験を有する者を参与として置くことができる。

(職員の職務)

第5条 局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を総括する。

2 次長は、局長を補佐し、担当の事務を総括するとともに、局長に事故があるとき、又は局長が欠けたときは、局長が指定する順序に従い、当該次長が局長の職務を代理する。

3 班長は、上司の命を受け班の事務を総括する。

4 その他の職員は、上司の命を受け事務に従事する。

(参与の職務)

第6条 参与は、協議会の事務に関し必要な指導及び助言等を行うものとする。

(関係者調整会議)

第7条 局長は、合併後の新市の事務を円滑に処理するため、必要に応じ関係市町、筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団の関係局部長、課長その他の職員による会議を開催することができる。

(専決及び代決事項)

第8条 局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。

(3) その他事務局の運営に関すること。

2 次長は、当該次長が担当する事務に関し、事務局の運営に係る軽易な事項について専決することができる。

3 次長は、局長不在のときは、局長の専決する事項のうち、当該次長が担当する事項を代決することができる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成11年11月30日から施行する。

つくば市及び茎崎町合併協議会事務局職員名簿

職名(担当)	氏名	役職名	備考
事務局長	須藤 光明	つくば市企画部長	H 11.11.30 ~ H12. 3.31
	石川 進	同上	H 12. 4. 1 ~ H13. 3.31
	増山 博	同上	H 13. 4. 1 ~
事務局次長	河嶋 章	茎崎町企画課長	H 11.11.30 ~ H13. 3.31
		〃 町長公室長	H 13. 4. 1 ~
	飯泉 敏夫	つくば市企画部次長	H 12. 4. 1 ~
班長(庶務・ 総括)	高田 清	つくば市企画部企画調整課長	H 11.11.30 ~ H13. 4.19
	飯野 哲雄	職員:つくば市企画部企画調整課長補佐	H 12. 4. 1 ~ H13. 4.19
		班長:つくば市企画部合併推進室長	H 13. 4.20 ~
	岩瀬 新	職員:つくば市企画部主任企画員	H 11.11.30 ~ H13. 4.19
		職員:つくば市企画部合併推進室長補佐	H13. 4.20 ~ H13. 5.29
		班長: 同上	H13. 5.30 ~
職員(庶務・ 総括)	大山 忠	茎崎町企画課長補佐	H11.11.30 ~ H12. 3.31
	松田 明悦	茎崎町企画課課長補佐	H12. 4. 1 ~ H13. 3.31
		茎崎町町長公室長補佐	H13. 4. 1 ~
	岡野 宏一	つくば市企画部企画調整課主任主査	H11.11.30 ~ H13. 4.19
	吉場 勉	同上	H11.11.30 ~ H12. 3.31
	飯泉 省三	同上	H12. 4. 1 ~ H13. 4.19
	古宇田 善之	つくば市企画部合併推進室主任主査	H13. 4. 20 ~
	中山 隆	茎崎町企画課合併推進係長	H11.11.30 ~ H13. 3.31
		茎崎町町長公室主査兼合併推進係長	H13. 4. 1 ~
	吉沼 正美	つくば市企画部企画調整課主任	H12. 4. 1 ~ H13. 4.19
		つくば市企画部合併推進室主任	H13. 4.20 ~

	貝塚 厚	荃崎町企画課主任	H11.11.30 ~ H13. 3.31
		荃崎町町長公室主任	H13. 4. 1 ~
	久保田 靖彦	荃崎町町長公室主任	H13. 4. 1 ~
	片野 博司	荃崎町町長公室主任	H14. 4. 1 ~
	坂本 人史	荃崎町総務課主任	H14. 4. 1 ~

【建設計画班】

職名(担当)	氏名	役職名	備考
職員(企画担当)	星野 弘	つくば市企画部企画調整課主任主査	H13. 5.30 ~ H14. 3.31
	岡田 高明	荃崎町町長公室主査兼企画調整係長	
	富田 徹	筑南地方広域行政事務組合管理課主事	
	小神野 哲夫	筑南水道企業団施設課施設整備1係長	
職員(財政担当)	久住 一美	つくば市財務部財政課主任主査	
	秋田 透	荃崎町財政課財政係長	
	田口 一彦	筑南地方広域行政事務組合管理課総務係長	
	渡辺 高則	筑南水道企業団業務課主任	

【総合調整班】

職名(担当)	氏名	役職名	備考
職員(法制担当)	稲葉 祐樹	つくば市総務部法務室主任主査	H13. 5.30 ~ H14. 3.31
	宮本 任	荃崎町総務課主査兼文書法制係長	
職員(電算担当)	大越 勝之	つくば市企画部情報政策課主任	
	片野 博司	荃崎町町長公室主任	
	中島 弘	つくば市総務部主任企画員	

小泉 光男	つくば市企画部主任 企画員
久保 敏雄	つくば市財務部主任 企画員
栗崎 誠	つくば市市民環境部 主任企画員
野尻 正博	つくば市保健福祉部 主任企画員
飯島 博	つくば市経済部主任 企画員
大橋 功	つくば市都市整備部 主任企画員
高野 高	つくば市建設部主任 企画員
三上 政夫	つくば市教育委員会 事務局主任企画員
昼田 定枝	荃崎町総務課主査兼 人事給与係長
松田 明悦	荃崎町町長公室長補 佐
芝山 広	荃崎町財政課長補佐
猪野瀬 隆弘	荃崎町生活環境課長 補佐兼環境衛生係長
飯田 衣枝	荃崎町福祉課長補佐 兼社会福祉係長
山口 昌男	荃崎町産業課長補佐 兼商工観光係長
鈴木 傳司	荃崎町下水道課長補 佐
久松 進	荃崎町土木課長補佐 兼工務係長
星田 光夫	荃崎町学校教育課長 補佐兼学務係長
飯塚 栄	筑南地方広域行政事 務組合管理課長補佐 兼企画調整係長
岡野 康夫	筑南水道企業団総務 課庶務係長